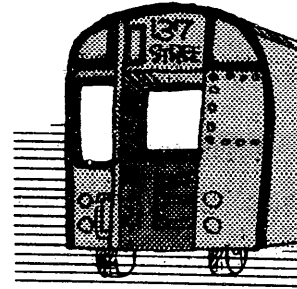


アメリカの鉄道員 年金制度改正



1972年10月4日付の公法92—460号により、鉄道従業員の年金制度は改正された。この改正によって、約742,000人の退職年金受給者とその家族には、20%の一時的な年金の引上げが適用されることになった。

この一時的な年金引上げは、1972年9月に遡って実施されるが、現在では、一応1973年6月30日まで実施されることになっている。また、この年金引上げは、社会保障法の改正を規定した1972年7月1日付の公法92—336号によって、社会保険法による老齢・遺族・廃疾保険制度の受給者に採用された年金引上げと同一である。本来、鉄道従業員の年金制度は社会保障法による老齢・遺族・廃疾保険の改正と同様な改正を施されており、今回の改正もその一例である。

ところで、年金には、正常な給付の受給資格を取得できない人びとに対して、「社会保障の最低保証」が実施されているが、今回の改正による年金の一時的な引上げは、この最低保証を適用される人びとの年金にも、自動的に適用されることになっている。なお、鉄

道従業員の年金制度は、社会保障法による老齢・遺族・廃疾保険よりもより有利な年金を支給しているが今回の改正による年金でも、前者の年金は後者より若干高くなっており、退職年金では、その差は10%以上高くなる。さらに、今回の引上げによって、平均的な年金受給者の増額分は月額34ドルといわれている。

U. S. Department of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration, *Social Security Bulletin*, Vol. 35, No. 12, 12, Dec. 1972, p. 2.

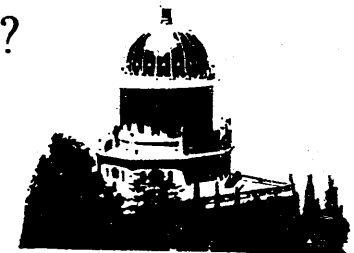
(平石長久 社会保障研究所)

強制的退職か弾力的退職か？

—争点と実態—

1971年の老人問題に関するホワイトハウス会議以来、老年学分野に最も論争をよびおこしているものの一つに、強制的な定年退職

(アメリカ)



か、能力にもとづく弾力的な退職かという問題がある。それぞれの立場からの議論や理論がすでに報告や論文のかたちで多く提出され